

フィリピン
実用新案及び意匠に関する規則
2001年改正

Duly noted by the Philippine Embassy Tokyo

目次

第1部 定義

規則 10

規則 100 定義

第2部 実用新案

規則 200 登録することができる実用新案

規則 200.1 登録することができない実用新案

規則 200.2 産業上の利用性

規則 201 実用新案の法定分類

規則 202 先願主義

規則 203 実用新案の出願日

規則 204 実用新案の優先権

規則 205 実用新案登録

規則 206 実用新案出願の方式審査

規則 207 方式審査報告に関する出願人の行為

規則 207.1 任意の取下

規則 207.2 補正された出願

規則 207.3 発明特許出願に変更された出願

規則 207.4 方式要件が完全な場合の出願人の無為

規則 207.5 方式要件が不完全な場合の出願人の無為

規則 207.6 登録性に関する報告

規則 207.7 発行手数料及び公告手数料の不納

規則 207.8 最終処分

規則 208 実用新案の出願要件

規則 208.1 名称

規則 208.2 技術分野

規則 208.3 実用新案の背景

規則 208.4 図面の各図の簡単な説明

規則 208.5 詳細な説明

規則 208.6 クレーム

規則 209 実用新案の単一性

規則 209.1 手数料が生じるクレーム

規則 210 限定の要件；分割

規則 211 実用新案出願の公告

- 規則 211.1 不利な情報；効果
- 規則 212 実用新案登録の存続期間
- 規則 213 実用新案登録の取消
- 規則 214 発明特許出願の実用新案登録出願への変更
- 規則 215 実用新案登録出願の特許出願への変更
- 規則 216 並行出願の禁止

第3部 意匠

- 規則 300 意匠の定義
- 規則 301 意匠の登録性の要件
 - 規則 301.1 登録性の要件の説明
- 規則 302 要求される新規性の程度
- 規則 303 意匠の出願日
- 規則 304 先願主義
- 規則 305 意匠の優先権
- 規則 306 意匠登録
- 規則 307 意匠出願の方式審査
- 規則 308 方式審査報告及び調査報告に関する出願人の行為
 - 規則 308.1 任意の取下
 - 規則 308.2 補正された出願
 - 規則 308.3 方式要件が完全な場合の出願人の無為
 - 規則 308.4 方式要件が不完全な場合の出願人の無為
 - 規則 308.5 登録性に関する報告
 - 規則 308.6 発行手数料及び公告手数料の不納
 - 規則 308.7 最終処分
- 規則 309 出願
- 規則 310 手数料
- 規則 311 見本
- 規則 312 意匠登録出願に関する明細書の特別の様式
 - 規則 312.1 名称
 - 規則 312.2 図面の各図の簡単な説明
 - 規則 312.3 特徴の説明
 - 規則 312.4 クレーム
 - 規則 312.5 意匠の図面に関する特別な要件
 - 規則 312.6 意匠の図形表示の要件
- 規則 313 1の出願における複数の意匠
 - 規則 313.1 限定；分割
- 規則 314 意匠出願の公告
 - 規則 314.1 不利な情報；効果
- 規則 315 意匠登録の存続期間
- 規則 316 更新手数料

規則 317 意匠登録の取消

規則 317.1

第4部 共通規定

第1章 登録性

規則 400 新規性

規則 401 先行技術

規則 402 不利にならない開示

第2章 登録を受ける権利

規則 403 登録を受ける権利

規則 404 出願に出願人として記名することができる者

規則 405 委託により創作された実用新案及び意匠

規則 406 複合優先権

規則 406.1

規則 406.2

規則 406.3

規則 407 外国出願の認証謄本

第3章 出願書類

規則 408

規則 409 禁止事項

規則 410 対応する外国出願に関する情報

規則 411 外国出願に関連するその他の書類は次のもので構成することができる

規則 412 不遵守

第4章 図面

規則 413 図面の一般的要件

規則 414 改良の図面

規則 415 図面に必要な写真平版法への最適化についての統一基準

規則 416 用紙及びインク

規則 417 図面用紙の大きさ；仮想線

規則 418 文字及び黒色の線

規則 419 線の数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない

規則 420 図面の縮尺は十分に大きくする

規則 421 参照文字及び数字

規則 422 署名の位置

規則 423 図面の名称

規則 424 図面の紙面における大きな図の位置

規則 425 フローシート及び図表

- 規則 426 IPO 公報の図面の要件
- 規則 427 参照記号
- 規則 428 写真
- 規則 429 図面に記載してはならないもの
- 規則 430 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される

第 5 章 代理, 署名

- 規則 431 弁護士又は代理人の雇用の勧め
- 規則 432 居住する代理人の指名
- 規則 433 委任状の取消
- 規則 434 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

第 6 章 登録の請求をすることができる者

- 規則 435 登録の請求をすることができる者
- 規則 436 出願人の死亡, 心神喪失の場合
- 規則 437 譲渡された出願
- 規則 438 法人の定義
- 規則 439 権限の証拠
- 規則 440 署名の形式

第 7 章 分類及び調査

- 規則 441 分類及び調査
- 規則 442 調査報告の内容
- 規則 443 公告前の秘密保全
- 規則 444 未公告の, 取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない

第 8 章 補正 ; 出願人による取下

- 規則 445 出願人による補正
- 規則 446 補正及び修正が要求される場合
- 規則 447 補正の方法
- 規則 448 補正事項の記入及び検討
- 規則 449 図面の補正
- 規則 450 明細書の差替
- 規則 451 出願の明示の取下

第 9 章 出願人による応答の期間 ; 期間内に応答しないことによる出願の取下

- 規則 452 方式審査報告並びに発行及び公告手数料に係る通知に所定の期間内に応答しないことによる出願の取下
- 規則 453 出願の回復

第5部 登録証

規則 500 登録証の内容

規則 501

第6部 出願又は登録に影響するその他の手続

第1章 譲渡

規則 600 譲渡証の様式

規則 601 ライセンスを含む登録又は出願の権原に影響するその他の証書の様式

規則 602 譲渡証その他の証書は正副2通提出する

規則 603 譲渡証その他の証書又はライセンスの受領日はこれらの記録日とみなされる

規則 604 登録証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる

規則 605 記録上の譲受人は庁の手続において行為することができる

第2章 登録証の権利放棄，訂正及び補正

規則 606 登録証の権利放棄

規則 607 庁による錯誤の訂正

規則 608 出願における錯誤の訂正

規則 609 登録における変更

規則 610 補正又は訂正の様式及び公告

第3章 記録；権利の移転

規則 611 権利の移転

規則 612 譲渡

規則 613 記録

規則 614 共同所有者の権利

第4章 登録性に関する報告の請求

規則 615 登録性に関する報告を請求することができる者

規則 616 登録性に関する報告の内容

規則 617 報告の発行期限

第7章 申請及び不服申立

規則 700 方式事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請

規則 701 局長への不服申立

規則 702 審査官に対する申立は別紙で行う

規則 703 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

規則 704 不服申立の期間及び方法

規則 705 審査官の答弁

規則 706 不服申立人の応答

規則 707 長官への不服申立

規則 708 不服申立人の準備書面が必要である

規則 709 局長の見解

規則 710 上訴裁判所への上訴

最終規定

第 1 条 通信

第 2 条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

第 3 条 係属出願を対象とする方式及び調査報告

第 4 条 係属出願の実用新案及び意匠登録の存続期間

第 5 条 実施

第 6 条 廃止

第 7 条 可分性

第 8 条 認証謄本の提供

第 9 条 施行

第1部 定義

規則10

本規則は、「実用新案及び意匠規則」と称する。

規則100 定義

別段の定めがない限り、次の用語は、本条規則に規定する意味を有する。

- (a) 「局」とは、庁の特許局をいう。
- (b) 「局長」とは、特許局長をいう。
- (c) 「長官」とは、知的所有権庁の長をいう。
- (d) 「審査官」とは、特許局の上級職員又は一般職員であって、出願を審査する権限を与えられた者をいう。当該上級職員又は一般職員の役職又は正式呼称は、庁の組織編制によって変わる場合がある。
- (e) 「IP法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第8293号をいう。
- (f) 「IPO公報」とは、知的所有権庁独自の刊行物であって、IP法に基づき公告が必要なすべての事項を公告するものをいう。
- (g) 「庁」とは、知的所有権庁をいう。
- (h) 「規則」とは、この一連の規則及び特許局長が作成し長官が承認する実務規則をいう。

第2部 実用新案

規則 200 登録することができる実用新案

人間の活動のすべての分野における課題についての新規であり、かつ、産業上利用可能な技術的解決は、登録することができる。

規則 200.1 登録することができない実用新案

次のものは、実用新案による保護から除外される。

- (a) 発見、科学の理論及び数学的方法
- (b) 精神的活動の遂行、遊戯又は事業行為に関する計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラム
- (c) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、これらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。
- (d) 植物の品種、動物の品種及び植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法には適用しない。
- (e) 美的創作物、及び
- (f) 公序良俗に反するもの

規則 200.2 産業上の利用性

何れかの産業において製造し及び使用することができる実用新案は、産業上の利用可能性を有するものとする。

規則 201 実用新案の法定分類

実用新案は、次のものであるか又は次のものに関連する。

- (a) 有用な機械
- (b) 道具又は用具
- (c) 物品又は組成物
- (d) 方法又はプロセス、又は
- (e) 前記の何れかの改良

規則 202 先願主義

2以上の者の各々が、別個かつ独立に同一の実用新案を考案した場合は、実用新案を登録する権利は、その実用新案について出願をした者に属し、また、同一の実用新案について2以上の出願があった場合は、最先の出願日又は最先の優先日を有する出願人に属する。

規則 203 実用新案の出願日

実用新案の出願日は、庁が次の必要事項を受領した日とする。

- (a) 局が定めた通りに適正に記入された登録請求様式
- (b) 実用新案の明細書
- (c) クレーム、及び
- (d) もしあれば、実用新案を完全に開示する図面又は図形表示

出願手数料は、庁からの通知がなくても、庁が出願を受領した日から1月以内に納付しなければならず、そうしなかったときは、当該出願は権利喪失したものとみなされる。

規則 204 実用新案の優先権

条約又は法律によりフィリピン国民に同様の特典を与える外国において同一の発明を先に出願している者によりなされた実用新案出願は、その外国出願の出願日になされたものとみなす。ただし、次を条件とする。

- (a) 当該出願書類において優先権を明示的に主張すること
- (b) 最先の外国出願を行った日から12月以内に出願すること、及び
- (c) フィリピンにおける出願日から6月以内に、当該外国出願の認証謄本を英語の翻訳文とともに提出すること

規則 205 実用新案登録

実用新案出願は、出願手数料、超過クレーム手数料、公告手数料等すべての手数料が期限までに納付され、本規則に定めるすべての方式要件が満たされることを条件として、実体審査を受けずに登録される。ただし、このことは、当該実用新案の新規性、産業上の利用性及びそれが登録することができない実用新案であるか否かについて決定することを害するものではない。

規則 206 実用新案出願の方式審査

実用新案出願は、分類された上で本規則に定める方式要件が完全であるか否かについて審査され、これに関する報告が出願人に送付される。方式審査においては、本規則の次の部分を考慮に入れる。

- (a) 実用新案登録に係る権利
- (b) 実用新案登録の出願人
- (c) 出願日の要件、及び
- (d) 他の方式要件

規則 207 方式審査報告に関する出願人の行為

方式審査報告の郵送日から2月以内に、出願人は、次のことをすることができる。

- (1) 任意に出願を取り下げること
- (2) 出願を補正すること
- (3) 出願を発明特許出願に変更すること、又は
- (4) 所定の手数料を納付して、登録性に関する報告を請求すること

規則 207.1 任意の取下

出願は、出願人の任意の取下書を受領した時点で取り下げられたものとみなされ、すべてのファイルは局の記録から除去される。

規則 207.2 補正された出願

補正された出願は、分類され、方式審査を受ける。これに関する報告は、補正出願を受領し

てから2月以内に、出願人に提供される。補正出願に関する方式審査報告の郵送日から2月以内に、出願人は、次のことをすることができる。

- (1) 出願を取り下げること
- (2) 出願を発明特許出願に変更すること、又は
- (3) 所定の手数料を納付して、登録性に関する報告を請求すること

規則 207.3 発明特許出願に変更された出願

発明特許出願に変更される出願又は補正出願は、出願人からの通知を受領したときは、発明特許出願として処理するものとする。

規則 207.4 方式要件が完全な場合の出願人の無為

出願が登録性に関するすべての方式要件を満たしており、局に対して出願人から何の行為もなかった場合は、方式審査報告の郵送日から2月が経過した時点で、当該実用新案は公告される。ただし、発行手数料、公告手数料及びすべての所定の手数料が全額納付されていることを条件とする。

規則 207.5 方式要件が不完全な場合の出願人の無為

出願が登録に係る方式要件の何れかを満たしておらず、局に対して出願人から何の行為もなかった場合は、方式審査報告の郵送日から2月が経過し時点で、出願は取り下げられたものとみなされ、すべてのファイルは局の記録から除去される。局は、記録から除去されたすべてのファイルを出願人に返還することができる。

規則 207.6 登録性に関する報告

報告には、出願人又は司法的及び準司法的機関を含む第三者が新規性に関する実用新案クレームの有効性を判断する上での助けとなるように、関連する先行技術に関する書類の引用及び関連性の程度についての適切な記述を含めるものとする。

登録性に関する報告は、請求を受けてから2月以内に、手数料の納付を条件として、提供される。出願人が実用新案出願の公告前に登録性に関する報告を請求した場合は、当該登録性に関する報告は、実用新案出願の公告に含めるものとする。

規則 207.7 発行手数料及び公告手数料の不納

出願が登録性に係るすべての方式要件を満たし、かつ、出願人が所定の期間内に発行手数料及び公告手数料を納付しなかった場合は、当該実用新案出願は、取り下げられたものとみなされる。

規則 207.8 最終処分

出願人が方式審査報告に対して完全な応答を提出しなかった場合は、出願人に提供されるその後の方式審査報告は最終処分であるものとし、これについては、本規則に規定する方法により、特許局長に不服申立をすることができる。

規則 208 実用新案の出願要件

実用新案登録出願及び他の通信は、フィリピン語又は英語によらなければならない、特許局長宛としなければならない。

出願には、次のものを含めるものとする。

- (a) 局が定めるように適正に作成された登録願書
- (b) 次を記載した明細書
 1. 名称
 2. 技術分野
 3. 実用新案の背景
 4. もしあれば、図面の各図の簡単な説明
 5. 詳細な説明
- (c) クレーム
- (d) もしあれば図面
- (e) 開示の要約

規則 208.1 名称

名称は、できる限り短くかつ具体的にし、標題として明細書の第1頁に記載する。奇抜な名称は、名称として認められない。

規則 208.2 技術分野

実用新案が関連する技術分野の記載。これは、クレームする実用新案の主題についてのものでなければならない。

規則 208.3 実用新案の背景

実用新案の背景とは、登録を求める実用新案に関連する先行技術、技術水準又は既知の技術で構成されるいわゆる「背景技術」をいい、該当する場合は、特定の文献の引用を含む。該当する場合は、出願人の実用新案によって解決することができる課題を含む、情報の部分を特定しなければならない。

規則 208.4 図面の各図の簡単な説明

図面の各図は簡単に説明し、対応する図の番号を表示しなければならない。

規則 208.5 詳細な説明

詳細な説明には、実用新案の製造及び実施方法の完全な説明を詳細に含めなければならない。実用新案は、登録を求めるものに正確に一致させ、関連する先行技術と区別するような方法で記載し、その実用新案によって解決することができる技術的課題を示さなければならない。

規則 208.6 クレーム

- (a) クレームは、登録を求める実用新案の主題を定義しなければならない。当該クレームは、明瞭かつ簡潔なものであって、明細書による十分な裏付がなければならない。
- (b) 実用新案出願が改良に関する場合は、クレームにおいて、クレームする主題を定義するた

めに必要な先行技術の特徴を示す序文と組み合わせて、当該改良を具体的に指摘し明確に主張しなければならない。

規則 209 実用新案の単一性

1 の実用新案出願では、1 の独立した属クレームのみが認められる。なお、実用新案の特定の変形は、1 の出願につき適切な数の従属クレームにおいてクレームすることができるが、これらの変形が本規則に規定する 1 の法定分類に該当し、1 の包括的発明概念に包含されることを条件とする。クレームされた実用新案のこれらの変形は、属クレームの範囲内になければならない。

規則 209.1 手数料が生じるクレーム

出願の時点で 5 を超えるクレーム、独立及び／若しくは多項／択一的従属クレーム、又は出願日後に各クレームについて 5 を超えて追加されたクレームを包含する実用新案出願については、クレーム手数料を納付しなければならない。クレーム手数料は、出願後 1 月以内に納付するものとする。クレーム手数料を期限までに納付しなかった場合も、期限を遵守しなかったことを指摘する通知から 1 月の猶予期間内は、有効に納付することができる。クレーム手数料が期限内及び本条規則にいう猶予期間内に納付されなかった場合は、当該クレームは、削除されたものとみなされる。

規則 210 限定の要件；分割

1 の実用新案出願における複数の実施態様の限定又は分割は、当該実施態様が独立しており区別することができる場合又は本規則に定める特定の変形とみなすことができない場合は、適切であるとみなされる。当該実用新案出願の係属中に、限定した実施態様を範囲とする分割出願を出願した場合は、当該親出願の出願日の利益を享受することができる。

規則 211 実用新案出願の公告

方式要件を満たす出願は、書誌事項及びもしあれば代表的な図面の形で、IPO 公報において公告される。出願人が先に登録性に関する報告を請求している場合は、公告には登録性に関する報告を含めるものとする。

規則 211.1 不利な情報；効果

利害関係人は、実用新案出願の公告から 2 月以内に、登録性に関する報告を局長に請求すること及び／又は書面によりかつ宣誓の下に当該実用新案が新規のものでないことを示す資料、証拠若しくは情報を局長に提供することができる。局長は、当該第三者に対し、当該情報を確認するための適切な追加の事実又は情報を提出するよう求めることができる。

局長は、前記の請求及び／又は不利な情報を受領してから 2 月以内に、当該実用新案を登録するか否かを決定し、かつ、請求があった場合は、登録性に関する報告を発行するものとする。局長は、この 2 月の期間内に、職権によって登録性に関する報告を発行することもできる。

局長が実用新案登録を拒絶した場合は、出願人は、IP 法第 7 条 7.1(b) 及び本規則第 7 部に基つき、当該決定について長官に不服申立をすることができる。

局長が実用新案登録を認めた場合は、利害関係人は、IP 法第 109.4 条及び当事者系手続に関する規則に基づき、取消申請を法務局に提出することができる。

局長は、当該 2 月の期間内に不利な情報を受領しなかった場合は、その旨を確認するとともに、当該実用新案出願の公告日から効力を有する登録証の作成及び発行を指示する。

規則 212 実用新案登録の存続期間

実用新案登録は、出願日後 7 年目の終了時に失効し、更新をすることができない。

ただし、先願主義、IP 法施行日現在で係属中の出願件数、及び IP 法の施行日から本規則の施行日までに経過した時間を考慮に入れて、次の通りとする。

(a) IP 法の施行日において係属中であり、同法に基づいて処理される実用新案出願の登録は、更新されることなく、本規則の施行日から 7 年後に失効する。

(b) IP 法の施行日後になされ本規則の施行に基づいて係属中の実用新案出願の登録は、更新されることなく、本規則の施行日から 7 年後に失効する。

規則 213 実用新案登録の取消

実用新案登録は、次の理由により取り消される。

(a) 当該実用新案が実用新案として登録適格でなく、新規性及び産業上の利用性の要件を満たさず、又は登録することができない実用新案であること

(b) 明細書及びクレームが所定の要件を満たしていないこと

(c) 実用新案を理解するために必要とされる図面が提供されていないこと

(d) 実用新案登録の所有者がその考案者又は権利承継人でないこと

規則 214 発明特許出願の実用新案登録出願への変更

発明特許出願人は、発明特許の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付することにより、発明特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、当該変更を経た実用新案登録出願には、当初の発明特許出願の出願日が与えられる。出願は、1 回に限りこの変更をすることができる。

規則 215 実用新案登録出願の特許出願への変更

実用新案登録出願人は、実用新案登録の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付することにより、実用新案登録出願を特許出願に変更することができ、当該変更を経た特許出願には、当初の実用新案出願の出願日が与えられる。

規則 216 並行出願の禁止

出願人は、同時であるか逐次的であるかを問わず、同一の対象について実用新案登録出願と発明特許出願とを併願することはできない。

第3部 意匠

規則 300 意匠の定義

意匠は、線又は色彩からなる構成物、又は色彩と結合しているか否かを問わず、立体の形である。ただし、当該構成物又は形は、製造品又は手工芸品に特別の外観を与え、これらのための模様として機能することができるものでなければならず、新規性又は独創性がなければならない。

規則 301 意匠の登録性の要件

意匠は、登録可能なものとなるには、線、模様又は色彩と結合しているか否かを問わず、製造品の形状、輪郭、形又はこれらの組合せの装飾的特徴に関して新規の又は独創的な創作物であって、美的で好ましい外観をその物品に与えるものでなければならず、線、模様又は色彩の構成物において具体化された意匠は、当該物品と不可分でなければならず、表面の装飾のみが独立して存在することはできない。

製造品とは、有用な若しくは実用的な技術に属する物又はその一部であって、個別に製造及び販売することができるものと定義される。

技術的な結果を得るために技術若しくは機能を考慮した特徴を主とする意匠、又は公共の秩序、公衆の衛生又は善良の風俗に反する意匠は、登録することができない。

規則 301.1 登録性の要件の説明

当該法規の目的は、装飾技術を奨励することであり、外観の好ましい意匠が、意匠登録の適正な対象である。すなわち、登録可能な意匠とは、新規又は独創的であるのみでなく、装飾的でもなければならない。装飾とは、美、すなわち物品に好ましい外観を与えることを意味する。従って、登録可能な意匠は、物品の審美性及び魅力的な外観を向上させ、かつ、既知の意匠的特徴又はその組合せとは顕著に異なる特性を示すものでなければならない。

規則 302 要求される新規性の程度

IP 法第 23 条(新規性)及び第 25 条(不利にならない開示)に定める新規性の基準は、意匠に適用する。ただし、第 25 条に定める 12 月の期間は、意匠の場合は、6 月とする。

通常の見識者が先行意匠と誤解する可能性があるような些細な点のみで先行意匠と異なる意匠は、新規とはみなさない。

規則 303 意匠の出願日

意匠登録の出願日は、局が次の提出物を受領した日とする。

(a) 出願人の特定を可能にする表示

(b) 意匠を包含する物品の表示又は図形表示

出願時にこれらの提出物を局が受領しなかった場合でも、局は、当該出願を受理し、かつ、本規則に基づいて登録のための要件とされるすべての提出物が提出された日又は錯誤が訂正された日を出願日として認定する。

規則 304 先願主義

2 以上の者が別個かつ独立に同一の意匠を創作した場合は、意匠登録を受ける権利は、その意匠について出願をした者に属し、また、同一の意匠について 2 以上の出願があった場合は、最先の出願日又は最先の優先日を有する出願人に属する。

規則 305 意匠の優先権

条約又は法律によりフィリピン国民に同様の権利を与える外国において同一の意匠を先に出願している者によりなされた意匠出願は、その外国出願の出願日になされたものとみなす。ただし、次を条件とする。

- (a) 当該出願において優先権を明示的に主張すること
- (b) 当該出願に対応する外国出願の最先の出願日から 6 月以内になされること、及び
- (c) フィリピンにおける出願日から 6 月以内に、当該外国出願の認証謄本を英語の翻訳文とともに提出すること

規則 306 意匠登録

出願が新規性又は独創性の要件を含む IP 法及び本規則の要件を満たしている場合は、局は、意匠の登録を実施する。ただし、すべての手数料が期限までに納付されることを条件とする。

規則 307 意匠出願の方式審査

意匠出願は、分類された上で本規則に定める方式要件が完全であるか否かについて審査され、これに関する報告が出願人に送付される。方式審査においては、本規則の次に関する部分を考慮に入れる。

- (a) 意匠登録に係る権利
- (b) 意匠登録を出願することができる者
- (c) 出願日の要件、及び
- (d) その他の方式要件

規則 308 方式審査報告及び調査報告に関する出願人の行為

出願人は、方式審査報告の郵送日から 2 月以内に、次のことをすることができる。

- (a) 任意に出願を取り下げること
- (b) 出願を補正すること、又は
- (c) 所定の手数料を納付して、登録性に関する報告を請求すること

規則 308.1 任意の取下

出願は、出願人の任意取下を受領した時点で、取り下げられたものとみなされ、すべてのファイルは、局の記録から除去される。

規則 308.2 補正された出願

補正された出願は、分類された上で方式審査を受ける。これに関する報告が、補正出願を受領してから 2 月以内に、出願人に提供される。出願人は、補正出願に関する方式審査報告の郵送日から 2 月以内に、次のことをすることができる。

- (1)出願を取り下げること，又は
- (2)所定の手数料を納付して，登録性に関する報告を請求すること

規則 308.3 方式要件が完全な場合の出願人の無為

出願が登録性に関するすべての方式要件を満たしており，かつ，出願人が局に対して何の行為もしなかった場合は，意匠出願は，方式報告の郵送日から2月が経過した時点で公告される。ただし，発行手数料，公告手数料及びすべての所定の手数料が全額納付されていることを条件とする。

規則 308.4 方式要件が不完全な場合の出願人の無為

出願が登録のための方式要件の何れかを満たしておらず，かつ，出願人が局に対して何の行為もしなかった場合は，出願は，方式審査報告の郵送日から2月が経過した時点で取り下げられたものとみなされ，当該出願に関するすべてのファイルは局の記録から除去される。局は，その記録から除去されたすべてのファイルを出願人に返還することができる。

規則 308.5 登録性に関する報告

報告には，関連の先行技術書類の引用及び関連性の程度についての適切な記述を含めるものとする。同報告は，出願人，又は司法機関及び準司法機関を含む第三者が新規性に関する意匠クレームの有効性を判断するための資料として利用する。

登録性に関する報告は，請求を受けてから2月以内に，手数料の納付を条件として，提供される。出願人が意匠出願の公告前に登録性に関する報告を請求した場合は，当該登録性に関する報告は，意匠出願の公告に含めるものとする。

規則 308.6 発行手数料及び公告手数料の不納

出願が登録性に係るすべての方式要件を満たし，かつ，出願人が所定の期間内に発行手数料及び公告手数料を納付しなかった場合は，当該意匠出願は，取り下げられたものとみなされる。

規則 308.7 最終処分

出願人が方式審査報告に対して完全な応答を提出しなかった場合は，出願人に提供されるその後の方式審査報告は最終処分であるものとし，これについては，本規則に規定する方法により，局長に不服申立をすることができる。

規則 309 出願

意匠登録出願及び他の通信は，フィリピン語又は英語によらなければならない，局長宛としなければならない。

出願書類には，次のものを含めるものとする。

- (a)局の定めに従って適正に作成された登録願書であって，出願人の名称及び宛先を記載したもの，又は出願人が意匠創作者でない場合は，意匠の権原を示す陳述，及び意匠が使用される製造品の種類の表示
- (b)次を記載した明細書

1. 名称
2. 図面の各種の図の簡単な説明
3. 意匠の特性・特徴の説明
4. クレーム

(c)意匠の完全な外観を示す、各種の図からなる意匠の図面であって、出願人又は代理人の署名がされたもの。局は、意匠の写真又はその他の適切な図解も受理することができるが、ただし、これが意匠の図面に関する本規則の要件を満たすことを条件とする。

規則 310 手数料

意匠登録出願は、出願手数料を納付することを条件とする。庁が出願を受領した日から1月以内に出願手数料が納付されない場合は、出願は、権利喪失したとみなされる。

規則 311 見本

特許局は、意匠を具体化する物品の「見本」を出願に添付するよう要求することができ、かつ、その要件として、見本の提出から1月以内に所定の手数料を納付するものとする。見本とは、審査、展示又は研究のために入念に選ばれ、かつ、その種類の典型として選択された工業製品の標本又は構成物一式をいう。

規則 312 意匠登録出願に関する明細書の特別の様式

意匠登録出願には、次の事項を次の順序で記載した明細書を含めるものとする。

- (a)意匠の名称
- (b)正式図面の各種の図又は図形の詳細な説明
- (c)要求されるときは、意匠の特徴の説明、及び
- (d)クレーム

規則 312.1 名称

意匠の名称は、意匠を具体化する特定の物品を技術的に指定するものでなければならない。

規則 312.2 図面の各図の簡単な説明

図面の各種の図、すなわち斜視図、正面図、側面図、平面図、底面図及び／又は背面図を簡単に説明し、対応する図の番号を示さなければならない。

規則 312.3 特徴の説明

クレームする意匠の新規かつ装飾的な独特の特徴であって、顕著とみなされるものを説明する特徴の記載。

規則 312.4 クレーム

クレームは、物品(名称を明記する)の装飾的意匠について正式な用語によって、図示及び説明の通りに具体的に記載しなければならない。1を超えるクレームは、要求されず、また、認められない。

規則 312.5 意匠の図面に関する特別な要件

図面は実用新案及び意匠の図面のために策定された共通規則に従って作成し、また、意匠の図面は、物品の外観を完全に開示するために十分な数の図を具備しなければならない。表示された表面の特徴又は輪郭を示すために、表面の陰影を適切に使用しなければならない。色彩のクレームの場合は、表面の陰影の代わりに意匠の断面図が必要とされる場合があり、局が定めるカラー・チャートに基づく色彩コードを適用しなければならない。

規則 312.6 意匠の図形表示の要件

墨による製図の代わりにコンピュータ製図(CAD)等による意匠の図形表示は、これが本規則、特に意匠の図面に関する特別な要件の要求を満たすことを条件に、受理することができる。

規則 313 1 の出願における複数の意匠

1 の出願に 1 を超える意匠を含むことは、適切な場合は認められる。提示された複数の物品は、相互に明白に区別されるものであってはならず、単一の意匠概念に包含されて実質的に類似する顕著な意匠の特徴を有するものでなければならない。これらは、国際分類の同一のサブクラス又は物品の同一の組又は組合せに関連するものでなければならない。通例、1 組として販売又は使用されている「組物」は、1 の意匠登録出願の適切な対象とすることができるが、ただし、各物品が同一の意匠又は実質的に類似する意匠からなるか又はそのような意匠を具備することを条件とする。

規則 313.1 限定；分割

複数の意匠実施態様の限定又は分割は、2 以上の独立の又は明確に区別することができる意匠が 1 の意匠登録出願に提示される場合は、適切とみなされる。

規則 314 意匠出願の公告

方式要件を満たす出願は、書誌事項及びもしあれば代表的な図面を一式として、IPO 公報において公告される。出願人が先に登録性に関する報告を請求している場合は、公告には登録性に関する報告を含めるものとする。

規則 314.1 不利な情報；効果

利害関係人は、意匠出願の公告から 2 月以内に、登録性に関する報告を局長に請求すること、及び／又は当該意匠が新規のものでないことを示す情報、証拠若しくは資料を宣誓の下に書面で局長に提供することができる。局長は、当該第三者に対し、提供された情報を確証するための適切な補足事実又は補足情報を提出するよう求めることができる。

局長は、前記の請求及び／又は不利な情報を受領してから 2 月以内に、当該意匠を登録するか否かを決定し、かつ、請求があった場合は、登録性に関する報告を発行するものとする。

局長は、この 2 月の期間内に職権によって登録性に関する報告を発行することもできる。

局長が意匠登録を拒絶した場合は、出願人は、IP 法第 7 条 7.1(b) 及び本規則第 7 部にに基づき、当該決定について長官に不服申立をすることができる。

局長が登録を認めた場合は、利害関係人は、IP 法第 120 条及び両当事者系手続に関する規則に基づき、取消申請を法務局に提出することができる。

局長は、当該2月の期間内に不利な情報を受領しなかった場合は、その旨を確認するとともに、当該意匠出願の公告日から効力を有する登録証の作成及び発行を指示する。

規則 315 意匠登録の存続期間

存続期間は、出願日から5年とし、更新手数料を納付することにより、1期間を5年として連続2期間まで更新することができる。(IP法第118条(118.1及び118.2))

ただし、先願主義、IP法の施行日に係属中の出願件数、及びIP法の施行日から本規則の施行日までに経過した時間を考慮に入れて、次の通りとする。

(a) IP法の施行前に出願され、同法に基づいて処理される意匠登録の最初の期間は、本規則の施行日から5年後に満了する。

(b) IP法に基づいて出願され、本規則の施行日に係属中の意匠登録の最初の期間は、本規則の施行日から5年後に満了する。

規則 316 更新手数料

更新手数料は、登録期間満了前12月以内に納付しなければならない。満了後でも、割増料を納付することにより、更新手数料の納付に6月の猶予期間が与えられる。

規則 317 意匠登録の取消

何人も、意匠登録の存続期間中はいつでも、所定の手数を納付することにより、次の何れかの理由に基づいて意匠を取り消すよう庁の法務局長に申請することができる。

(a) 意匠の内容が、IP法第112条及び第113条の規定により登録することができないものであること

(b) 内容が新規でないこと、又は

(c) 意匠の内容が当初の出願の範囲を超えること

規則 317.1

取消の理由が意匠の一部に関連する場合は、取消は、その範囲についてのみ行うことができる。限定は、意匠の当該特徴の変更によって行うことができる。

第4部 共通規定

第1章 登録性

規則400 新規性

意匠又は実用新案は、先行技術の一部である場合は、新規であるとはみなされない。

規則401 先行技術

先行技術は、次のものからなる。

(a) 出願の出願日又は優先日の前に世界の何れかの場所で公衆の利用に供されたすべてのもの。ただし、開示が印刷文書又は有形の形式でされていることを条件とする。

(b) IP 法第44条に基づいて公開され、フィリピンにおいて出願され又は効力を有し、かつ、意匠又は実用新案出願の出願日又は優先日より早い出願日又は優先日を有する発明特許出願、実用新案出願又は意匠出願の全内容。ただし、優先権を有効に主張している出願は、当該優先日から有効な先行技術であるものとし、かつ、双方の出願において特定されている出願人が同一でないことを条件とする。

2以上の出願が同一の意匠又は実用新案に関して独立してなされた場合において、第1の出願又は最先の出願が公告される前に後の出願がされたときは、第1の又は最先の出願の全内容は、後の出願に対して新規であるものとする。

規則402 不利にならない開示

出願に含まれている情報開示が、意匠出願において出願日若しくは優先日の前6月の間になされ、又は実用新案出願において出願日又は優先日の前12月の間になされた場合に、その開示が次に該当するときは、新規性の欠如を理由として出願人を害さないものとする。

(a) 考案者／意匠創作者によってなされた場合

(b) 特許庁によってなされ、当該情報が、

(i) 考案者／意匠創作者が出願した別の出願に含まれており、特許庁によって開示されるべきでなかった場合、又は

(ii) 考案者／意匠創作者から直接若しくは間接に情報を得た第三者により当該意匠創作者の認識若しくは同意がなく行われた出願に含まれていた場合、又は

(c) 考案者／意匠創作者から直接又は間接に情報を得た第三者によってなされた場合

本条規則の適用上、「意匠創作者」とは、当該出願の出願日において当該意匠についての権利を有していた者をも意味する。

第2章 登録を受ける権利

規則 403 登録を受ける権利

登録を受ける権利は、考案者若しくは意匠創作者、その相続人又は譲受人に属する。2以上の者が共同して実用新案又は意匠を考案／創作した場合は、権利は、共有のものとしてこれらの者に属する。

規則 404 出願に出願人として記名することができる者

出願は、現実の考案者若しくは意匠創作者が、又はその相続人、法定代理人若しくは譲受人の名義で、行うことができる。

規則 405 委託により創作された実用新案及び意匠

契約に別段の定めがない限り、委託した者が当該登録を有する。

従業者が雇用契約の期間内に創作した場合は、登録は次の通りに所属する。

(a) 当該活動が従業者の正規の職務の一部でない場合は、従業者が使用者の時間、設備及び材料を使用するときであっても、登録は従業者に属する。

(b) 実用新案又は意匠が正規に課された職務の遂行の結果である場合は、別段の明示又は黙示の合意がない限り、登録は使用者に属する。

規則 406 複合優先権

1の出願において、異なる国々から1を超える優先権を主張することができる。1を超える特許の優先権を主張する場合は、優先日から起算する期限は、最先の優先日に基づくものとする。

規則 406.1

1以上の優先権が主張されている場合は、優先権は、その優先権が主張されている出願に含まれる当該出願の要素のみが対象とされる。

規則 406.2

優先権が主張されている実用新案又は意匠のある要素が先の出願において作成されたクレームに記載されていない場合であっても、優先権を付与することができる。ただし、先の出願が全体として当該要素を具体的に開示していることを条件とする。

規則 406.3

ある出願において先の出願の優先権を主張することができたが、出願したときに当該優先権を記載しなかった場合は、出願人は、優先権主張をするために出願日から2月の猶予期間を与えられる。

出願後に優先権主張をする際は、優先権主張の提出の遅延が故意によるものでなかった旨を記載した出願人の宣言書を添えるものとする。

規則 407 外国出願の認証謄本

優先権主張の基礎となる外国出願の認証謄本とは、当該出願を受領した知的所有権庁又は外国出願を公式に管理する他の官庁が当該出願の真正かつ忠実な複製であることを適正に認証した当該出願の謄本とする。

第3章 出願書類

規則 408

(a) 実用新案及び意匠登録出願のためのすべての書類であって、庁の永久記録の一部をなすことになるものは、原本に限らなければならない。用紙の片面のみに読みとることができるように、消えないインクで手書、タイプ打又は印刷しなければならない。必要な場合は、図式記号及び符号、並びに化学式又は数式のみを手書にするか又は描くことができる。タイプ打は、行間を1.5とする。文章事項は、すべて文字を使用し、その大文字は高さ0.21cm以上とし、濃い消えない色で書く。

(b) 出願を構成する書類は、柔軟で、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある29.7cm×21cmの用紙すなわちA4判の用紙を用いる。

(c) 出願の明細書及びクレームは、5行ごとに左の余白に番号を付す。

(d) 明細書及びクレームには、化学式又は数式を含めることができる。明細書には、表を含めることができる。クレームには、その内容から表を使用することが望ましい場合に限り、表を含めることができる。表及び化学式又は数式は、用紙を縦長に用いて満足に提示することができない場合は、用紙を横長に用いて記載することができる。表及び化学式又は数式を横長の用紙に記載して提示した用紙は、表又は式の上部が用紙の左側に来るように提示する。

(e) 物理量は、国際慣行で認知された単位で表す。適切な場合はいつでも、国際単位系(SI)を使用したメートル法で表し、この要件を適用することができないデータは、国際慣行で認知された単位でも表さなければならない。数式については、一般的に使用される記号を用いる。化学式については、一般的に使用される記号、原子量及び分子式を用いる。当該分野で一般に認められている技術用語、記号及び符号を使用する。

(f) 用語及び記号は、出願を通じて一貫していなければならない。

(g) 出願を構成する書類の各々(登録願書、明細書、クレーム、図面及び開示の要約)は、別個の用紙で始めなければならない。別個の用紙は、容易にページをめくり、再び一緒にすることができる方法で綴じる。

(h) 余白

書類の余白は、次の範囲内とする。

上部：2cm から 4cm まで

左側：2.5cm から 4cm まで

右側：2cm から 3cm まで

下部：2cm から 3cm まで

出願を構成する書類の余白は、完全に空白にしなければならない。

書類を構成するすべての用紙には、アラビア数字によって連続した頁番号を付す。頁番号は、上部又は下部の余白の中央に記載する。

(i) 出願書類を構成する書類の提出部数は、登録願書を除き、4通とする。

(j) 本条規則(d)、(e)及び(f)は、実用新案出願のみに適用する。

規則 409 禁止事項

(a) 出願には、次のものを含まない。

(i) 「公序」又は良俗に反する記載その他の事項

(ii) 出願人以外の特定の者の製品若しくは方法，又はその者の出願若しくは特許の長所若しくは効力を誹謗する記載。単なる先行技術との比較は，それ自体誹謗するものとはみなさない。

(iii) 当該状況において明らかに無関係又は不要の記載又はその他の事項

(b) 出願に本条規則にいう禁止事項が含まれる場合は，局は，登録の公告時にこれを削除し，削除した語又は図面の場所及び数を表示する。

規則 410 対応する外国出願に関する情報

出願人は，局長の求めがあったときは，庁に行った出願においてクレームする実用新案又は意匠と同一又は実質的に同一の実用新案又は意匠について外国で行った出願（以下「外国出願」という）の出願日及び出願番号並びにその外国出願に関する他の書類を局長に提出しなければならない。

規則 411 外国出願に関連するその他の書類は次のもので構成することができる

(a) 欧州，日本若しくは合衆国の特許庁，特許協力条約に基づく調査機関又は最初の出願がなされた官庁によって作成された対応する又は関連する外国出願に関する英語の調査報告の写し

(b) 調査報告において引用された関連書類の写真複写

(c) 対応する又は関連する出願に付与された特許の写し

(d) 対応する又は関連する外国出願に関する審査報告又は決定の写し，及び

(e) 登録を促進するであろうその他の書類

規則 412 不遵守

出願人が所定の期間内に対応する外国出願に関する情報を提供すべき旨の要件を満たさなかった場合は，出願は，取り下げられたものとみなされる。

第4章 図面

規則 413 図面の一般的要件

図面は、出願人が署名しなければならず、又は出願人の代理人が出願人の名称で図面に署名することができる。図面にはクレームの対象である実用新案又は意匠のあらゆる特徴を示さなければならず、図には連続番号を付す。

規則 414 改良の図面

実用新案が従来の機械に加えた改良で構成される場合は、図面には、実用新案自体を従来の構造から独立させて1以上の図で示し、また、従来の構造を別の図で実用新案との関係を示すのに十分な程度に示さなければならない。

規則 415 図面に必要な写真平版法への最適化についての統一基準

別段の通知がない限り及びなされるまで、IPO 公報における図面の印刷は写真平版法により行い、このため、各原図面の文字は、発明者、考案者及び意匠創作者、庁並びに公衆のために最良の結果をもたらす目的で、この印刷方法への最適化についての統一基準にできる限り近付けなければならない。従って、以下の規則を厳格に実施するものとし、規則からの逸脱は、出願登録を確実に遅らせることになる。

規則 416 用紙及びインク

図面は、柔軟で、丈夫で、白色で、平滑で、光沢がなく、耐久性のある用紙で作成しなければならない。2層又は3層のブリストル紙が望ましい。用紙の表面は、平滑で、墨による消去及び修正をすることができる紙質でなければならない。完全に黒色で均質の線を確保するために、ペンによる製図に用いるには、墨又はその同質物が望ましい。線を隠すための白色顔料の使用は認められない。

規則 417 図面用紙の大きさ；仮想線

図面を記載する用紙の大きさは、正確に 29.7cm×21cm すなわち A4 判の大きさとする。最小の仮想余白は、次の通りとする。

上部：2.5cm

左側：2.5cm

右側：1.5cm

下部：1cm

この仮想余白内に、すべての記載事項及び署名を含めなければならない。用紙の短い辺の一方をその上部とみなし、その仮想線から下方 3cm 以上の幅を、名称、番号及び日付からなる標題のために空白にしておく。

規則 418 文字及び黒色の線

すべての図面は、複製が十分なものとなり得るように、ペン書又は写真平版法により作成しなければならない。すべての線及び文字(署名を含む)は、黒色でなければならない。この指示は、すべての線(きわめて細いものも含む)、陰影及び断面図の切断面を示す線に適用され

る。すべての線は、整った、鮮明かつ均質な線でなければならず、また、細過ぎたり詰まり過ぎたりしてはならない。面に陰影を施すときは、陰影部の輪郭に縁取り線を施さない。断面の陰影は、約 0.3cm 間隔の平行斜線で作成する。断面又は表面の陰影は、黒く塗りつぶしてはならない。フリーハンドの図面は、可能な限り避ける。

規則 419 線の数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない

図面は、明瞭さを維持しながら、可能な限り少ない線で作成しなければならない。本条規則を遵守することにより、縮小後の図面の効果が大幅に向上する。陰影は(断面図の場合を除いて)予備的なものとして使用し、他の方法でも描画することができる場合は使用しない。切断面は、破線又は点線により全体図に示すものとし、断面図の番号に対応する番号で指定しなければならない。物体の陰影側には太線を使うものとするが、図面が煩雑になり参照文字が不明瞭になる場合はこの限りでない。光線は、常に、左上方から 45 度の角度で差し込むものと想定する。

規則 420 図面の縮尺は十分に大きくする

図面の縮尺は、詰まり過ぎることなく機械装置を示すのに十分な大きさをなければならず、1 の用紙に十分に収まらない場合は 2 以上の用紙を使用するが、用紙の枚数は、必要最小限の枚数よりも多くしてはならない。

規則 421 参照文字及び数字

異なる図には連続番号を付す。参照文字及び数字は記入方法に注意しなければならない。高さは、10.6mm への縮小にも耐えられるようにするために、なるべく 32mm 以上とし、十分な余地があるときは、更に大きくすることができる。図面の密接したかつ複雑な部分を完全に理解するのを妨げないように配置し、従って、線と交差又は交錯することが殆どないようにする。特定の部分の周囲にまとめて表示する必要がある場合は、余地があるときは若干の距離をおいて配置し、参照する部分と線で結ぶ。陰影が施された面には配置しないものとするが、これを避けることが難しい場合は、文字が入る陰影部分を白抜きにして図面とは別の独立した部分であることがわかるようにする。実用新案又は意匠の同一部分を複数の図に表示する場合は、同一の部分は常に同一の文字で示さなければならず、その同一の文字を別の部分を指定するのに使用してはならない。

規則 422 署名の位置

出願人の署名は、各用紙の右下端の仮想余白内に置くものとし、如何なる場合も、図面に掛かってはならない。

規則 423 図面の名称

名称は、用紙の裏に鉛筆で書かなければならない。標題を構成する永久的な名称は、その後特許局によって統一様式で付される。

規則 424 図面の紙面における大きな図の位置

同一紙面上の図はすべて同一の向きに配置しなければならず、なるべく縦長に配置して読め

るように記載しなければならない。実用新案又は意匠を適切に例示するために用紙の幅より大きな図が必要な場合は、用紙を横長にして使用することができる。この場合は、余白の右側を、標題のために残し、左側には、その用紙を縦長に配置した場合と同一の余白位置に横書になるようにして署名をする。図は別の図に接して又は重ねて配置してはならない。

規則 425 フローシート及び図表

フローシート及び図表は、図面とみなされる。

規則 426 IPO 公報の図面の要件

原則として、各実用新案又は意匠について1の図のみをIPO公報に示すことができる。図面における実用新案又は意匠の内容又はその具体的な改良点を説明するのに最も適した部分を選択することが望ましく、IPO公報に明確に言及した図を思慮深く作成することにより最終的結果も良いものになる。ただし、これは、同時に、明細書において言及される図の1としても機能するものでなければならない。この目的のため、図は、製図者の判断により、平面図、正面図、断面図又は斜視図にする。図の各部は、特に縁取りをせず、かつ、区別することができるものにし、陰影はなるべく又は全く使用せず、主張する実用新案又は意匠のみを例示するものであって、他の一切の要素を排除するものとする。図は、適切に作成された場合は省略又は変更することなく用いるが、過度の微細さ、詰まり過ぎ又は細部の不要な精緻さを伴う場合は、IPO公報から除かれる。

規則 427 参照記号

明細書及びクレームで言及していない参照記号は図面に記載してはならず、その逆もしてはならない。参照記号で表示する同一の特徴は、出願全体にわたって同一の記号で表示しなければならない。

規則 428 写真

(a) 写真は、通常は適正な図面とはみなされない。写真は、出願日を取得する目的では受理されるが、一般に非公式の図面とみなされる。写真は、次項に記載する特別な範疇に該当する場合のみ受理される。写真の写真平版は、絶対に受理されない。

(b) 斥は、墨による図面では正確に又は十分に描写することができない発明を例示するために、墨による図面の代わりに、感光紙に焼き付けた白黒の写真、又は(写真平版又はその他スクリーン印刷を用いて作成した写真の複製でない)顕微鏡写真を受理することが可能であるが、次の範疇のものに限定する。結晶構造、金属組織、織物地等、粒状構造及び装飾効果。写真又は顕微鏡写真は、墨による図面よりも実用新案又は意匠を明瞭に示すものでなければならない、また、当該図面に関する規則に従うものとする。

(c) 当該写真が受理されるためには、写真業界で一般に認められている次の特性を有する印面紙、すなわち平滑な、白無地の印面紙に焼き付けた写真、又は適切な寸法のブリistol紙を台紙にした写真でなければならない。

規則 429 図面に記載してはならないもの

代理人のスタンプ又は広告若しくは宛先は、図面に記載してはならない。

規則 430 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される

前記の規則に従って作成されていない図面は、出願日を付与する目的でのみ認めることができる。この場合は、図面は、方式報告の郵送日から2月以内に訂正するか又は新しい図面を提出しなければならない。そうしない場合は、出願は、取り下げられたとみなされる。

出願人は、図面を作成するために技量を有する製図者を雇用することが望ましい。

第5章 代理, 署名

規則 431 弁護士又は代理人の雇用の勧め

出願人又はその権利全体の譲受人は、自己の事件を自ら遂行することができるが、特許の価値は明細書及びクレーム作成の熟練度に大きく依存するため、当該事項に精通しているのではない限り、有能な弁護士又は代理人を雇うことが望ましい。庁は、弁護士又は代理人の選任に当たり、支援は行わない。

規則 432 居住する代理人の指名

フィリピンの居住者でない出願人は、出願又は登録に関する司法上又は行政上の手続に係る通知又は処分が送達されるフィリピンに居住する代理人を指名し、かつ、維持しなければならない。

出願人が2以上の代理人を指名した場合は、庁は、すべての通信を最後に指名された代理人に送達する。代理人は、本人の書面による授權がある場合にのみ、復代理人又は準代理人を指名することができる。復代理人が復々代理人を指名することは認められない。

規則 433 委任状の取消

委任状又は授權状は、長官への適正な届出があったときは取り消すことができ、取消があった場合は、庁は、当該取消を代理人に通知し、通信は最後に指名された代理人と行うものとする。

規則 434 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

出願人又はその代理人は、礼節をもって庁と業務を行うことが要求される。本条規則に違反して行動し、又は行動することに固執する出願人は、代理人による代理が要求され、本条規則に違反する事項の記載がある提出書類は長官に提出され、その直接命令により、差出人に返還される。

第6章 登録の請求をすることができる者

規則 435 登録の請求をすることができる者

自然人か法人かを問わず、何人も登録を請求することができる。出願人が考案者又は意匠創作者でない場合は、庁は、登録を請求する権原の証拠を提出するよう出願人に求めることができる。

規則 436 出願人の死亡、心神喪失の場合

出願人が死亡し、心神喪失となり又は無能力となった場合は、出願人の法定遺産管理人、遺言執行人、後見人、財産管理人又は代理人は、出願書類及び他の書類に署名して、出願人、その相続人又は譲受人の名義で登録証を申請し、取得することができる。

規則 437 譲渡された出願

実用新案又は意匠における権利全体が譲渡された場合は、出願は、譲受人が又は譲受人の名義であることができ、譲受人が出願書類に署名することができる。譲受人が法人である場合は、役員が当該法人の代理として出願書類に署名することができる。権利の持分又は分割されていない権利の場合は、各共有者が出願書類に署名する。

規則 438 法人の定義

法人とは、複数個人の団体、企業、パートナーシップ、その他の法的主体であって、株主、パートナー又は構成員の法人格とは別個の法人格を付与する法律により認められたものをいう。

規則 439 権限の証拠

法人の代理として出願書類に署名する者がその法人の役員である場合は、当該出願をする権限の証拠は一切必要ないが、その他の者が法人の代理として署名する場合は、庁は、その者に対し、出願書類に署名する権限の証拠を提出するよう要求する。

出願人が出願を遂行するため及び署名をするための代理人を指名した場合は、庁は、当該権限の証拠を要求する。

規則 440 署名の形式

署名を要する場合は、庁は、次のものを認める。

(a) 手書の署名

(b) 手書の署名に代えて、印刷又は押印した署名等の他の形式の署名の使用、又は印章若しくは拇印の使用。ただし、印章又は拇印を使用する場合は、これに署名者の名称を文字表記により書き添えなければならない。

前段落にいう署名その他の自己を特定するための手段については、当該署名が特許証の放棄に係わる場合を除き、認証、公証、公認その他の証明を必要としない。

第7章 分類及び調査

規則 441 分類及び調査

実用新案又は意匠出願は、分類され、先行技術を決定するための調査が行われる。

規則 442 調査報告の内容

調査報告は、次の通り、クレーム、明細書及びもしあれば図面に基づいて作成する。

(a) 調査報告には、報告の作成時点で庁が利用することができる書類を記載し、これらは、新規性を査定する際に考慮に入れることができる。

(b) 調査報告には、出願の内容の国際分類に基づく分類を記載する。

(c) 調査報告には、対応する外国出願においてなされた調査に引用された書類を含めることができる。

所定の手数料の納付があったときは、庁は、公告された実用新案及び意匠に関する調査報告の写しを、請求を受けてから2月以内に提供する。

規則 443 公告前の秘密保全

公告されるに至っていない登録及びそのすべての関係書類は、登録人の同意がない限り、閲覧に供することはできない。

規則 444 未公告の、取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない

未公告の、取り下げられた及び権利喪失した出願は、参考資料として引用してはならない。

第8章 補正；出願人による取下

規則 445 出願人による補正

出願人は、登録前に出願を補正することができる。ただし、その補正には、当初の出願の開示の範囲を超える新規事項を含めてはならない。

規則 446 補正及び修正が要求される場合

明細書、クレーム及び図面は、要求された場合は、開示及び定義の不正確さ又は不必要な冗長さを訂正し、また、クレーム、明細書及び図面間の一致を図るために、補正及び修正しなければならない。

規則 447 補正の方法

抹消、追加、挿入又は文書及び記録の変更は、出願人が行ってはならない。出願人による補正は、指定した補正がされるように指示又は請求する本規則に基づく文書を提出して行う。出願から削除する又は出願に挿入する正確な語を示し、削除又は挿入を行う正確な個所を表示しなければならない。原出願において補正案の基礎となる部分を表示しなければならない。

規則 448 補正事項の記入及び検討

補正事項は、局が記入するものとし、取り消す語に赤インクで線を引いて削除案を示し、赤インクで置換又は挿入案を示し、小さい挿入事項は指定された場所に書き込み、大きい挿入事項は参照により表示する。

規則 449 図面の補正

図面の補正を請求する文書は、他の文書と別個にしなければならない。図面は、署名の求めの場合を除き、局から取り下げることにはできない。図面の差替は、通常、局が要求する場合を除き、如何なる場合にも認められない。

規則 450 明細書の差替

補正事項の数又は内容が、印刷又は複写のために文書を整えることを困難にする場合は、審査官は、明細書又はクレームの全体又はその一部を書き直すよう要求することができる。明細書の差替は、審査官が要求したのでない限り、通常、認められない。明細書の差替要求は、登録から2月以内に、かつ、IPO公報での登録の公告の前に行うことができる。

規則 451 出願の明示の取下

出願は、出願を特定して、かつ、出願人本人及びもしあれば記録上の譲受人が署名をした取下宣言書を庁に提出することにより、明示的に取り下げることができる。

第9章 出願人による応答の期間；期間内に応答しないことによる出願の取下

規則 452 方式審査報告並びに発行及び公告手数料に係る通知に所定の期間内に応答しないことによる出願の取下

(a) 出願人が本規則に規定する期間内に申出を遂行しなかった場合は、出願は、取り下げたものとみなされる。

(b) 応答期間は、適切かつ十分な理由がある場合に限り、かつ、指定された合理的な期間にわたり、延長することができる。当該延長請求は、出願人による応答の期限が到来する日以前にしなければならない。審査官は、2回まで延長を認めることができる。ただし、当初期間も含めて応答書を提出するために認める合計期間は、当該応答を求める庁の処分書の郵送日から6月を超えないものとする。

(c) 出願を取り下げたとみなされないようにするための出願の遂行には、当該事案の事情から必要とされる完全かつ適切な措置をとることを含まなければならない。庁による最終処分に応答していない補正は、当該出願を取り下げたとみなされることを防ぐことにならない。

(d) 出願人による措置が、事案を最終処分に進めるための善意の試みであり、審査官の処分に対する実質的には完全な応答であるにも拘らず、ある事項の検討又はある要件の遵守を不注意により怠った場合は、取下の問題を検討する前に、当該不作為を説明し、埋め合わせをする機会を与えることができる。

(e) 署名が脱落した又は署名が不適切な文書の場合に、正しく署名された写しの速やかな追認又は提出が認められる。

規則 453 出願の回復

手続の遂行を怠ったために取り下げたものとみなされた出願は、当該懈怠が不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失によることを局長に納得させるように示した場合は、取下通知の郵送日から4月以内に、係属出願として回復することができる。

取り下げたものとみなされた出願を回復するための申請には、次のものを添えなければならない。

- (1) 遂行を怠った理由の呈示
- (2) 完全な応答案、及び
- (3) 所定の手数料

本条規則に基づいて回復しない出願は、権利喪失したものとみなされる。

第5部 登録証

規則 500 登録証の内容

登録証は、フィリピン共和国の名称において庁印を付して発行し、局長が署名し、かつ、庁の登録簿及び記録に、明細書、クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する。

規則 501

利害関係人は、庁に保管されている完全な明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。

第6部 出願又は登録に影響するその他の手続

第1章 譲渡

規則600 譲渡証の様式

受理されて記録されるためには、譲渡証は、次の通りでなければならない。

(a) 書面によるものとし、英語又はフィリピン語以外の言語による場合は、当該書類に英語の翻訳文を添付しなければならない。

(b) 公証人、又は宣誓を司り、その他の公証行為を行う権限を有するその他の上級職員の面前で確認を受け、当該公証人その他の上級職員の署名及び公印によって認証を受けなければならない。

(c) 譲受人がフィリピンに住所を有していない場合は、フィリピンに居住する代理人の選任書を添付しなければならない。

(d) 当該実用新案又は意匠若しくは出願に関して錯誤がないように、関係する登録を番号及び日付で特定し、登録証に記載された登録人の名称及び実用新案又は意匠の名称を示さなければならない。登録出願の場合は、出願番号及び出願日を記載し、出願書類に記載された出願人の名称及び実用新案又は意匠の名称も示さなければならない。ただし、出願書類の作成と同時に又はその後に書類が提出される前に譲渡証を作成する場合は、出願書類の作成日及び出願人の名称並びに実用新案又は意匠の名称により、当該出願を適切に特定しなければならない。

(e) 所定の記録及び公告手数料を納付しなければならない。

規則601 ライセンスを含む登録又は出願の権原に影響するその他の証書の様式

ライセンスを含むその他の証書の様式は、受理されて記録されるためには、前条規則の要件を満たさなければならない。

規則602 譲渡証その他の証書は正副2通提出する

譲渡証の原本は、署名したその副本とともに提出しなければならない。原本を利用することができない場合は、代わりに原本の認証謄本2通を提出することができる。庁は、記録した後、署名された副本又は場合により認証謄本1通を保持し、原本又はもう1通の認証謄本を記録の事実を注記した上で譲渡証を提出した者に返還する。

規則603 譲渡証その他の証書又はライセンスの受領日はこれらの記録日とみなされる

譲渡証その他の証書の記録日は、これらが、適切な様式により、所定の記録手数料全額と共に、庁に受領された日とする。

規則604 登録証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる

係属登録出願の譲渡の場合は、登録証の実際の発行前に譲渡が庁において記録されていることを条件に、出願人の譲受人に登録証を発行することができる。

規則 605 記録上の譲受人は庁の手續において行為することができる

庁の手續において特許権者又は出願人がなすことができる又はなさなければならない行為は、譲渡が記録されていることを条件に、譲受人がなすことができる。

第2章 登録証の権利放棄，訂正及び補正

規則 606 登録証の権利放棄

(a) 登録の所有者は、庁の記録にある当該登録及び当該登録に係る実用新案又は意匠における若しくはこれに対する権利，ライセンスその他の権利，権原又は利益を有する者全員が宣誓した合意書をもって，当該登録又は当該登録の一部をなすクレームの取消のために庁に対して権利放棄することができる。取消申請は，申請人が適正に宣誓した書面によるものとし，国外で作成する場合は，認証を受けなければならない。

(b) 何人も，登録の権利放棄について庁に対し異議を申し立てることができ，この場合は，局は，特許の所有者に通知し，その事項について決定をする。

(c) 庁は，登録を適正に権利放棄することができると認めた場合は，その申出を受理することができ，当該登録は，庁の受理の通知が IPO 公報に公告された日から効力を失う。ただし，この日より前の政府の役務のための当該登録実用新案又は意匠の使用については，侵害訴訟を提起することができず，また，権利補償も生じない。

規則 607 庁による錯誤の訂正

局長は，庁の過失により生じた登録証における錯誤が庁の記録に明確に示されているときは，特許権者又は記録上の譲受人の申請書正副 2 通に基づいて，かつ，特許権者に発行した登録証の写しの庁への提出に基づいて，当該登録証を，手数料を取ることなく，記録と一致させるために訂正する権限を有する。

規則 608 出願における錯誤の訂正

局長は，利害関係人の請求及び所定の手数料の納付に基づいて，庁の過失によって生じたものではない形式上かつ事務的な性質の登録証における錯誤を訂正する権限を有する。

規則 609 登録における変更

登録の所有者は，次の目的で登録証に変更を施すことを局に請求する権利を有する。

(a) 当該登録証によって与えられる保護の範囲を限定すること

(b) 明白な錯誤を訂正し又は事務的な誤りを訂正すること，及び

(c) (b)にいう錯誤又は誤りのほか，善意でした錯誤又は誤りを訂正すること。ただし，その変更によって当該登録により与えられている保護の範囲を拡張することとなる場合は，その変更は，特許の付与から 2 年が経過した後は請求することができず，また，その変更は，既に公告されていた内容での登録に依拠する第三者の権利に影響しないものとする。

規則 610 補正又は訂正の様式及び公告

登録の補正又は訂正は，庁の印章による認証があつて，局長による署名がある補正又は訂正の証明書が添付されなければならない。その証明書は，当該登録証に添付される。補正又は訂正は，IPO 公報において公告され，庁によって交付される登録証の謄本は，補正又は訂正の証明書の謄本をその一部とする。

第3章 記録；権利の移転

規則 611 権利の移転

実用新案及び意匠の登録及び出願は、民法に基づいて他の財産権と同じように保護される。実用新案及び意匠，並びに登録及び登録に基づく実用新案及び意匠における又はこれらについての権利，権原又は利益は，譲渡し，又は相続若しくは遺贈により移転することができ，又はライセンス契約の対象とすることができる。

規則 612 譲渡

譲渡は，実用新案及び意匠の登録及び出願並びにこれらに基づく実用新案及び意匠における若しくはこれらについての権利，権原若しくは利益の全体について，又は登録並びに実用新案及び意匠全体の未分割持分についてすることができ，後者の場合は，関係人は，その共同所有者となる。譲渡は，特定の地域に限定してすることができる。

規則 613 記録

庁は，実用新案及び意匠の登録又は出願の証明書における若しくはこれらについての権利，権原又は利益の移転に関する譲渡証，ライセンスその他の証書であって，登録のために庁に適正な様式で提示されたものを，当該目的のために維持する登録簿及び記録に記録する。原本及び署名した副本をファイルし，その内容は，秘密にしておかなければならない。原本を入手することができない場合は，その認証謄本2通をファイルすることができる。庁は，記録したときは副本を保持し，原本又は認証謄本をこれを提出した者に返還し，記録した旨の通知をIPO公報に公告する。

当該証書は，当該証書の日付から3月以内に又は後の取得若しくは譲渡抵当権設定の前に庁において記録されない限り，有価約因による後の取得者又は譲渡抵当権者に対抗するものとしては，通知がなくても，無効である。

規則 614 共同所有者の権利

2以上の者が，共同での登録証の発行によるか，登録及び実用新案若しくは意匠における未分割持分の譲渡によるか又は当該持分の権利承継により，登録及び登録の対象である実用新案又は意匠を共有している場合は，各共同所有者は，自己の利益のために当該実用新案又は意匠を自ら生産し，使用し，販売し又は輸入することができる。ただし，各共同所有者は，他の共同所有者の同意を得なければ，又は他の共同所有者との持分の比率に従って利益を分配するのでなければ，ライセンスを付与し，又は自己の権利，権原若しくは利益若しくはその一部を譲渡することができない。

第4章 登録性に関する報告の請求

規則 615 登録性に関する報告を請求することができる者

出願人又は利害関係人(当該実用新案又は意匠に関して訴訟が係属している場合は、司法及び準司法機関を含む)は、所定の手数料を納付して、登録された実用新案又は意匠に係わる登録性に関する報告を請求することができる。ただし、司法機関及び準司法機関が登録性に関する報告を請求する場合は、手数料の納付を免除する。

規則 616 登録性に関する報告の内容

登録された実用新案又は意匠に係わる登録性に関する報告には、請求人が新規性に関する実用新案クレーム又は意匠クレームの有効性を判断する助けとなるように、関連の先行技術書類の引用及び関連の程度に関する適切な表示を含めるものとする。

登録性に関する報告が本規則に基づく実用新案又は意匠の登録前に発行され、登録後に公告された場合は、本規則に基づいて発行する登録性に関する報告は、公告された登録性に関する報告に限るものとする。ただし、登録された実用新案又は意匠の登録性に関する報告の請求人は、実用新案又は意匠の登録後に生じたその他の情報又は書類を登録性に関する報告に含めるよう明示的に請求することができる。

規則 617 報告の発行期限

登録性に関する報告は、所定の手数料全額の納付書を付した請求の受領から2月以内に請求人に与えられる。

第7章 申請及び不服申立

規則 700 方式事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請

方式の事項について審査官により反復して行われた処分又は要求に対して、及び他の適切な事情においては、局長に申請をすることができる。当該申請及びその他することができる申請には、関係する事実及び検討されるべき点に関する陳述を含めなければならない。これらを裏付ける準備書面又は覚書がある場合は、申請書に添付するか又は記載しなければならない。局長は、場合に応じて、審査官に対し、申請に主張されている当該事項に関する決定の理由を記載した陳述書を提出するとともにその写しを申請人に提供するよう指示することができる。

規則 701 局長への不服申立

すべての出願人は、審査官による登録の最終拒絶について、局長に不服申立をすることができる。

規則 702 審査官に対する申立は別紙で行う

審査官その他の上級職員を相手とする申立は、他の書類とは別個の通信において行わなければならない、直ちに調査される。

規則 703 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

認められた期間内に局長に不服申立がされなかった審査官による最終決定、又は不服申立がされてもそれが遂行されなかった審査官による最終決定は、事実上確定したものとみなされ、同一の主題に関するその後の処分について、既判力を有するものとする。

規則 704 不服申立の期間及び方法

申請又は不服申立は、不服申立の対象である処分の郵送日から2月以内に、申請書正副2通を提出し、かつ、所定の手数料を納付することにより提起しなければならない、不服申立を提起する種々の理由を明記し、かつ、申請人若しくは不服申立人又はその記録上の代理人が署名しなければならない。申請には、自己がその不服申立を維持するために依拠する論拠及び主張の準備書面を含めなければならない。申請の3通目の写しは、審査官に提出する。認められた期間内に準備書面を提出しなかった場合は、不服申立は却下される。

規則 705 審査官の答弁

審査官は、申請書又は不服申立人の準備書面に対する答弁書を提出することを審査官に指示する局長の命令から2月以内に、当該答弁書を提出しなければならない。当該審査官は、当該答弁書の写しを申請人又は不服申立人に送達する。

規則 706 不服申立人の応答

不服申立の場合は、不服申立人は、審査官の答弁書の写しを受領した日から1月以内に、その答弁書に提起された新たな事項のみを対象とする応答の準備書面を提出することができる。

規則 707 長官への不服申立

局長の決定又は命令は，不服申立人がその写しを受領した後 15 日で確定する。ただし，当該期間内に再審理申立が局長に提出された場合，又は長官への不服申立が不服申立書の提出及び所定の手数料の納付によって遂行された場合はこの限りでない。

局長の決定又は命令についての再審理申立は，1 度に限り認められる。

規則 708 不服申立人の準備書面が必要である

不服申立人は，不服申立書の提出日から 1 月以内に，自己がその不服申立を維持するために依拠する論拠及び主張の準備書面を提出しなければならない。認められた期間内に準備書面を提出しなかった場合は，不服申立は却下される。

規則 709 局長の見解

局長は，長官からの求めがある場合は，不服申立人の準備書面について 1 月以内に自己の見解を提出する。

規則 710 上訴裁判所への上訴

長官の決定は，地方裁判所の決定に対する上訴に適用される裁判所規則に基づいて上訴裁判所への上訴がされない限り確定する。長官の決定又は命令に対する再審理申立は，認められない。

最終規定

第1条 通信

次の規則を、登録人／出願人と庁又は局との間の通信に適用する。

(a) 事務手続は書面により行うこと。庁又は局との事務手続は、すべて書面によって処理しなければならない。処分は、専ら書面記録に基づいてなされる。口頭による約束、合意又は了解があるとされても、一切考慮に入れない。

(b) 出願人及び他の者の出頭は不要であること。別段の規定がある場合を除いて、出願人及び他の者の庁への出頭は不要である。その事務手続は、通信により処理することができる。

(c) 通信は、特許局長の名義によること。局の管轄に属する事項に関する庁の書状はすべて、特許局長の名義で送付しなければならない。当該事項に関するすべての書状及びその他の通信は、特許局長宛としなければならない。他の上級職員宛とした場合は、通常、返還される。

(d) 事件ごとの個別の書状。書状は照会の主題ごとに個別に作成しなければならない。

(e) 出願に関する書状。書状が出願に関するときは、出願人の名称、実用新案又は意匠の名称、出願番号及び出願日を記載しなければならない。

(f) 登録された実用新案又は意匠に関する書状。書状が登録された実用新案又は意匠に関するときは、特許権者の名称、実用新案又は意匠の名称、登録番号及び登録証発行日を記載しなければならない。

(g) 情報を提供することができない事項。庁は、特許取得の求めが主張されている実用新案又は意匠の新規性についての特許出願に先立つ照会には答えることができない。

ある実用新案又は意匠の登録出願を行うことの適否については、出願人は、自身で判断するか又は弁護士若しくは特許代理人に相談しなければならない。庁は出願人に開かれており、出願人又は出願人が助力を求める弁護士若しくは代理人は、付与されたすべての特許に関するその記録を閲覧することができる。これ以上については、庁は、出願が法律又は本規則に定める態様で庁に対して正規に行われるまでは、出願人を援助することができない。前記のような照会を行う者に対しては、庁による丁重な回答として、該当する部分に印を付して、法律、規則又は情報の回状の写しを送付する。

審査官の要録は、公衆の閲覧に供さない。

このことを、特許法に関する認識を向上させるために庁が何れかの態様で情報普及活動を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

速達料金、運賃、郵便料金、電話代、用紙代その他関連経費を含むファクシミリ料金、及び庁に送付する事物に関する他のすべての料金は、全額を前納しなければならない。そうしない場合は、庁は、当該事物を受領せず、また、当該事物について何らの処分も行わない。

庁は、役務の提供に先立って、庁に納付されるべき出願手数料並びにすべての他の手数料及び料金を事前に徴収するものとする。

第3条 係属出願を対象とする方式及び調査報告

(a) 1998年12月31日以前になされ、1998年1月1日の時点でIP法に基づいて進行していた実用新案又は意匠登録出願に関しては、方式報告及び調査報告は、1999年1月31日以前に、

旧特許・商標・技術移転局の機械，電気，化学審査部の長が発行する。

(b) 1998年12月31日以前になされた実用新案又は意匠登録出願であって，出願したときの法に基づいて出願を遂行することを，1997年12月16日に通商産業大臣が発した覚書命令第1040号に従って出願人が選択したものについては，方式審査及びそれについての調査の結果は，改正特許事件実務規則に基づいて出願人に通知される。ただし，当該出願とIP法に基づいてなされた出願との間の矛盾を未然に回避するために，機械，電気，化学審査部の長は，1999年1月31日までに，方式審査及び調査の結果について庁の処分を発行する。更に，前記の出願は，本規則の規則207又は場合により規則308に基づいて，通知書及び出願人の行為の明示的な陳述を庁に提出することにより，本規則に基づいて進めることができる。

第4条 係属出願の実用新案及び意匠登録の存続期間

旧法に基づいて出願され，かつ，本規則に基づいて遂行される出願の出願日以降に経過した時間，及びIP法の施行日以降に経過した時間を考慮して，次の規則が係属出願の存続期間の決定に適用される。

(a) 本規則の施行前にIP法に基づいて出願された実用新案出願及び旧法に基づいて出願され，かつ，本規則に基づいて遂行される出願の登録は，更新されることなく，本規則の施行から7年目の末日に満了する。

(b) 本規則の施行前にIP法に基づいて出願された意匠出願及び旧法に基づいて出願され，かつ，本規則に基づいて遂行される出願の登録は，IP法及び本規則に規定する更新を条件として，本規則の施行から5年間存続する。

第5条 実施

役務提供の見地から，局の組織が整うまでは，本規則を実施するために必要な職務は，特許・商標・技術移転局の及び機械，電気，化学審査部の長が推薦して長官が指名した特許・商標・技術移転局の職員，又は既に任命され権限を有している特許局長，又は長官が指名する管理官若しくは担当官が遂行する。

第6条 廃止

本規則，特に特許事件の実務規則(改正を含む)と一致しないすべての規則，覚書，回状及び覚書回状並びにその部分をここに廃止し，1998年1月1日のIP法施行日に係属中のすべての実用新案又は意匠出願は，IP法及び本規則に基づいて遂行される。ただし，1998年6月30日以前に，出願人が，前記の出願をその出願時に基づいていた法律に基づいて遂行することを，通商産業大臣が1997年12月16日に発した覚書命令第1040号に従って選択した場合はこの限りでない。

第7条 可分性

本規則の何れかの規定，又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても，本規則の他の規定は，これによって影響を受けない。

第8条 認証謄本の提供

本条により，Eduardo Joson 第2記録官には，本規則の認証謄本3通をフィリピン大学法律

センターに、認証謄本各 1 通を大統領府、フィリピン上院、下院、フィリピン最高裁判所及び国立図書館に直ちに提供すべき旨を指示する。

第 9 条 施行

本規則は、一般紙における公告から 15 日後に施行する。